

シナネン住まいの設備あんしんプラス（シナネン特別優待を含む）規約

第1章 総則

第1条（サービス運営等）

1. 「シナネン住まいの設備あんしんプラス（シナネン特別優待を含む）規約」（以下「本規約」といいます。）は、シナネン株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する「シナネン住まいの設備あんしんプラス」（以下「本サービス」といいます。）の利用条件を規定するものです。
2. 本サービスは、匠ワランティアンドプロテクション株式会社（以下「匠 W&P 社」といいます。）が運営する「つながる修理サポート（W）」を、当社が「シナネン住まいの設備あんしんプラス」の名称により利用者（次条第3号に定義します。）に対して提供するサービスであり、特典及びシナネンが独自に運営するサービスであるシナネン特別優待（次条第7号に定義します。）が付帯しています。
3. 当社が、本規約の他に別途当社の指定する方法にて定める本サービスの利用規約及び本サービスの「ご案内」又は「サービスについて」等で規定する本サービス利用上の注意事項及び利用条件等の告知も、名称の如何にかかわらず、本規約の一部を構成するものとします。なお、これらの規約外の注意事項等と本規約の内容とが異なるときは、本規約の規定が優先して適用されるものとします。
4. 利用者が本サービスを利用するには、本規約に同意するものとします。

第2条（用語の定義）

本規約において次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

	用語	定義
①	本サービス （シナネン住まいの設備あんしんプラス）	利用者が所有している対象機器（第2号に定義します。）に故障が生じた場合に、利用者の連絡を受けて当社所定の修理業者（以下「修理業者」といいます。）による修理サポート（第5号に定義します。）を手配するサービス。 なお、詳細は別紙1に定めるものとします。
②	対象機器	利用者が所有し、当社が修理サポート（第5号に定義します。）を手配可能な家電機器及び住宅設備機器。なお、詳細は別紙1に定めるものとします。
③	利用者	当社が指定する方法にて本サービスの申込を行い、当社がこれを承諾し、当社所定の手続きを完了した個人。
④	利用契約	本規約に基づき当社と利用者との間に締結される、本サービスの提供に関する契約。
⑤	修理サポート	当社又は修理業者が、有償で利用者に提供する、対象機器の修理又は交換品を提供するサービス（本サービスの利用料金とは別に、当社、修理業者又は匠 W&P 社（以下「当社等」といいます。）へ修理又は交換品の提供に要した費用をお支払いいただきます。）。 なお、概要は別紙1に定めるものとします。
⑥	特典	本サービスに付帯する特典をいい、詳細は別紙2に定めるものとします。
⑦	シナネン特別優待	本サービスに付帯するシナネン独自の優待制度をいい、詳細は別紙3に定めるものとします。

第3条（本規約の変更）

1. 当社は、利用者の承諾を得ることなく、本規約（本規約に基づく利用契約等を含むものとします。以下、同じとします。）を変更することができるものとします。ただし、法令上利用者の承諾が必要となる変更を行う場合は、当社所定の方法により利用者の承諾を得るものとします。
2. 当社は、前項の変更を行う場合、変更の効力が発生する日（以下「効力発生日」といいます。）までに、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生日を当社ウェブサイト上への掲示その他適切な方法により周知し、又は利用者に通知するものとします。
3. 第1項に基づく変更の効力は、効力発生日に生じるものとし、以後、本サービスの提供に関しては変更

後の本規約が適用されるものとします。

第2章 本サービスの提供

第4条（本サービスの提供範囲）

本サービスの提供範囲は、別紙1「本サービスの詳細」に記載のとおりとします。なお、本サービスに付帯する特典の内容は別紙2「特典の詳細」、シナネン特別優待の内容は別紙3「シナネン特別優待の詳細」に記載のとおりとします。

第5条（第三者への委託）

当社は、本サービスに関する業務の一部又は全部を、利用者への通知又は利用者の承諾なしに、任意の第三者に委託できるものとします。

第6条（本サービスの提供に係る障害等）

1. 当社は、本サービスの提供又は利用について障害があることを知ったときは、可能な限り速やかに利用者にその旨を当社ウェブサイト上への掲示等により周知し、又は通知するものとします。
2. 当社は、当社の設置した本サービスの提供に係る設備に障害が生じたことを知ったときは、速やかに当該設備を修理又は復旧します。

第7条（本サービスの廃止）

1. 当社は、当社の判断により、本サービスの全部又は一部を一時的に又は永続的に廃止することがあります。
2. 当社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、利用者に対し、本サービスを廃止する日の30日前までに通知します。ただし、やむを得ない場合については、この限りではありません。
3. 第1項により当社が本サービスを廃止した場合、当社は利用者に対し、第14条に定める利用料金の返還義務、損害賠償義務その他何らの責任を負わないものとします。

第3章 本サービスの利用契約の締結等

第8条（利用の申込み・利用契約の締結）

1. 本サービス利用の申込みは、本サービスの利用を希望する者（以下「利用希望者」といいます。）が、本規約に同意の上、氏名、住所、電話番号その他当社所定の事項（以下「届出事項」といいます。）を当社所定の方法により届出ることにより行うものとします。
2. 当該申込みに対して、当社所定の方法で当社が承諾した時に利用契約が成立します（利用契約が成立した日を、以下「利用契約成立日」といい、次条第2項に基づき決定します。）。
3. 当社は、利用希望者が以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、申込みを拒否することができるものとし、その拒否する理由を利用希望者に説明する義務を負わないものとします。
 - ①当社に提供した届出事項の全部又は一部につき虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
 - ②未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意等を得ていなかった場合
 - ③反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。以下同じ。）である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っている当社が判断した場合
 - ④過去当社との契約に違反した者又はその関係者であると当社が判断した場合
 - ⑤第13条第1項に定める措置を受けたことがある場合
 - ⑥利用希望者が本サービスの提供外地域において本サービスの提供を希望している場合
 - ⑦利用希望者の申込みを承諾することが技術上若しくは当社の業務遂行上相当支障がある場合
 - ⑧その他利用希望者の申込みを承諾することが適当でないと当社が判断した場合

第9条（契約期間及び提供期間）

1. 利用契約の契約期間は、次項に定める利用契約成立日から、当該利用契約が終了する日（終了原因を問わず、以下「利用契約終了日」といいます。）までとします。
2. 利用契約成立日は、以下のとおりとします。
 - ①利用希望者が暦月の1日から25日までに当社所定の方法で申込みを行い当社が承諾した場合は、当該申込日を利用契約成立日とします。
 - ②利用希望者が暦月の26日から末日までに当社所定の方法で申込みを行い当社が承諾した場合は、翌月

1 日を利用契約成立日とします。

3. 本サービスの提供期間は、利用契約成立日の属する月の翌々月 1 日（以下「提供開始日」といいます。）から、利用契約終了日までとします。

第 10 条（利用者の報告事項）

1. 利用者は、届出事項に変更があるときは、事前に「シナネン住まいの設備あんしんプラス 受付センター」（以下「受付窓口」といいます。）に電話で連絡を行うものとします。なお、届出事項のうち住所を変更する場合は、変更後の住所が本サービスの提供地域内であるか否かを問わず、第 13 条第 1 項第 1 号に基づき、当社は利用契約を解除するものとします。
2. 利用者が前項の変更手続を行わなかったこと又は変更手続を遅滞したことにより、利用者が不利益又は損害を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

第 11 条（権利義務の譲渡禁止）

利用者は、本サービスの提供を受ける権利その他利用契約上の地位及び権利義務について、譲渡、売買、質権の設定その他の担保に供する等一切の処分をすることはできません。

第 12 条（利用者からの解約）

1. 利用者は、利用契約を解約しようとするときは、受付窓口への電話によりその旨を当社に通知するものとします。
2. 利用者が当月 25 日までに解約手続きを完了した場合の解約日は当月末日とし、当月 26 日以降翌月 25 日までに解約手続きを完了した場合の解約日は翌月末日とします。
3. 月の途中で解約した場合でも日割計算は行わず、前項に定める解約日の属する月までの利用料金が発生します。

第 13 条（当社からの利用停止・解除）

1. 当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの通知、催告を要せず直ちに、本サービスの提供の一部若しくは全部を停止し、又は利用契約を解除することができるものとします。
 - ①届出事項のうち、住所を変更するとき。
 - ②第 14 条（本サービスの利用料金、算定方法等）に定める利用料金等の支払を一度でも怠ったとき、その他本サービスとの関連の有無を問わず利用者が当社に対して負う支払義務等の履行を怠ったとき。
 - ③第 18 条（禁止事項）に定める行為を行ったとき。
 - ④仮差押、差押等の処分を受けたとき、又はそれらのおそれがあるとき。
 - ⑤破産等の申立てを行い又は第三者により申立てられたとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
 - ⑥死亡したとき。
 - ⑦支払停止、若しくは支払不能に陥ったとき、又は手形・小切手の不渡りにより金融機関から取引停止の処分を受けたとき。
 - ⑧後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたとき。
 - ⑨資産、信用、支払能力等に重大な変更を生じたと当社が認めたとき。
 - ⑩第 8 条第 3 項各号の事由に該当することが判明したとき。
 - ⑪法令に反する行為を行ったとき、過去にかかる行為を行っていたことが判明したとき、又はそれらのおそれがあるとき。
 - ⑫利用者の責めに帰すべき事由により、当社の本サービスの提供に支障を及ぼし又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
 - ⑬第 10 条（利用者の報告事項）に違反したとき。
 - ⑭当社から利用者に対する連絡が不通となったとき。
 - ⑮届出事項に虚偽の事実を記載したことが判明したとき、又はその疑義があるとき。
 - ⑯本サービスの利用に関して不正な行為があったとき。
 - ⑰利用者が自ら又は第三者をして、当社等に対し、法的責任を超えた不当要求行為、詐術、脅迫的言辞、その他これらに準ずる行為を行った場合
 - ⑱前各号に掲げる事項の他、利用者の責めに帰すべき事由により、当社の業務の遂行に支障をきたし、又はきたすおそれが生じたとき。
 - ⑲利用者の行為等が本規約に違反すると当社が判断したとき又はその他当社が利用者に対して本サービスを提供することが不相当と当社が判断したとき。
2. 当社は、前項に基づき本サービスの一部若しくは全部の提供を停止し、又は利用契約を解除した場合、次条に定める利用料金の返還義務、損害賠償義務その他一切の責任を負わないものとします。

第 4 章 利用料金・修理サポートの費用等

第 14 条（本サービスの利用料金、算定方法等）

1. 本サービスの利用料金及び消費税相当額（あわせて以下「利用料金」といいます。）は、別紙 1 に定めるとおりとします。
2. 利用料金の日割計算は行わないものとします。

第 15 条（利用料金等の支払義務等）

1. 利用者は、提供開始日から利用契約終了日までの期間について、利用料金を支払うものとします。
2. 前項の期間において、第 7 条（本サービスの廃止）、第 13 条（当社からの利用停止・解除）による一時停止の場合、又は第 6 条（本サービスの提供に係る障害等）により本サービスを一時利用することができない状態が生じたときであっても、利用者は、その期間中の利用料金を支払うものとします。
4. 利用者は、修理業者が修理サポート（詳細は別紙 1 に定めます。）を開始した時点より、当社等に対して修理サポートに係る料金の支払義務を負うものとします。
5. 利用者は、理由の如何を問わず利用契約が終了した場合（ただし、第 17 条の場合を除きます。）、当社等に対する一切の債務を、利用契約終了日の属する月の翌月末日まで（当社等が個別に支払期限を指定した場合は、当該期限まで）に当社等に対し弁済するものとします。

第 16 条（利用料金等の支払方法等）

1. 利用者は、利用料金並びに別紙 1 及び別紙 2 に定める利用者負担とされる金員を、当社等の指定する金融機関口座への振込み、又は、クレジットカード決済、代金引換等当社等が定める方法にて、当社等が指定する期日までに支払うものとします。なお、利用料金支払いに関連して発生する手数料等の費用は、利用者の負担とします。
2. 当社等は、利用者が利用契約に基づく債務の支払を遅延したときは、利用者に対し支払期日の翌日から完済に至るまで、年率 14.6%の割合（年当たりの割合は、平年に属する日については 365 日当たりの割合とし、閏年に属する日については 366 日当たりの割合とします。）による遅延損害金を請求することができるものとします。ただし、法令による制限等がある場合は当該規定に従うものとします。
3. 理由の如何を問わず、利用者が本サービスの提供期間中に本サービスを使用することができなくなった場合であっても、利用料金等の減額・返還、損害賠償を含め、当社等は一切の責任を負わないものとします。なお、当社等の責めに帰すべき事由（第 7 条の場合を除きます。）により本サービスを使用することができなくなった場合には、当社は、本サービスの復旧に努めるものとします。
4. 利用料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てるとします。

第 17 条（期限の利益の喪失）

利用者は、第 13 条（当社からの利用停止・解除）により当社による解除がされた場合、又は第 18 条（禁止事項）各号のいずれかに該当した場合、当然に当社等に対する債務について期限の利益を喪失し、債務の全額を直ちに当社等に支払わなければならないものとします。

第 5 章 利用者の義務等

第 18 条（禁止事項）

利用者は、本サービスを利用するにあたり、次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

- ①当社が特に認めた行為以外の、営業活動、営利を目的とした利用及びその準備を目的とした利用行為。
- ②当社又は第三者の著作権、特許権、商標権、ノウハウ等の知的財産権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為。
- ③当社又は第三者の財産、プライバシー、肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為。
- ④当社又は第三者を差別・誹謗中傷し又はその名誉・信用を毀損する行為。
- ⑤関係法令又は公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為。
- ⑥犯罪行為又はそれを誘発・扇動する行為。
- ⑦本サービスの申込又は利用請求に当たって虚偽の事項を記載・申告等する行為。
- ⑧第三者になりすまして本サービスを利用する行為。
- ⑨当社若しくは第三者の設備の利用若しくは運営、又は他の利用者の平均的な利用の範囲に支障を与える行為又は支障を与えるおそれがある行為。
- ⑩前各号に該当するおそれがあると当社が判断する行為。
- ⑪前各号の他、当社が不適当・不適切と認める行為。

第 19 条（自己責任の原則）

1. 利用者は、本サービスの利用及びこれによりなされた一切の行為とその結果について一切の責任を負うものとします。

2. 利用者は、本サービスの利用に伴い、第三者に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレームが通知された場合、自己の責任と費用をもって処理解決するものとし、当社等に対しいかなる責任も負担させないものとします。利用者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を受けた場合、又は第三者に対しクレームを通知する場合においても同様とします。
3. 利用者は、第三者の行為に対する要望、疑問又はクレームがある場合は、当該第三者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。
4. 当社は、利用者がその故意又は過失により当社に損害を被らせたときは、利用者に当該損害の賠償を請求することができるものとし、利用者は当社の請求に基づき、直ちに当該損害を賠償するものとします。

第 20 条（秘密保持）

利用者は、本サービスの利用に関連して知り得た当社等の業務上、技術上、販売上の秘密情報を第三者に一切開示、漏洩せず、本サービスの利用以外の目的でこれを使用しないものとします。

第 21 条（知的財産権）

1. 本サービスにおいて当社が利用者に提供する一切の書類、データ等（本規約、広告宣伝物、ホームページ、メール等を含み、以下「提供物」といいます。）に関する著作権及び特許権、商標権、並びにノウハウ等の一切の知的財産権は、当社又は当社の指定する第三者（権利者）に帰属するものとします。
2. 利用者は、提供物を以下のとおり取り扱うものとします。
 - ①本サービスの利用以外の目的で使用しないこと。
 - ②複製・改変・編集等を行わないこと。

第 6 章 個人情報の取扱

第 22 条（個人情報の取扱）

1. 利用者は、本サービスの提供に不可欠な当社等の提携事業者から請求があったときは、当社が当該提携事業者に対し、秘密保持義務を課した上で、利用者の氏名及び住所等を通知する場合があることについて、同意するものとします。
2. 当社は、本サービスの提供にあたって、利用者から取得した個人情報の利用目的その他の取扱については、当社が定めるプライバシーポリシー（個人情報保護方針 URL: <https://sinanen.com/company/privacypolicy/>）に従うものとし、利用者は、このプライバシーポリシーに従って当社が個人情報を取り扱うことについて同意するものとします。

第 7 章 損害賠償等

第 23 条（損害賠償）

利用者は、本規約の各条項のいずれかに違反したことにより、当社又は第三者に損害を与えた場合には、当社又は第三者が被った損害（逸失利益、訴訟費用及び弁護士費用等を含みますが、これに限定されないものとします。）等を全額賠償する責任を負うものとします。

第 24 条（免責及び責任制限）

1. 当社は、本規約で特に定める場合を除き、利用者が本サービスの利用に関して被った損害については賠償等の責任を負わないものとします。当社が例外的に利用者に対する賠償等の責任を負う場合であっても、当社は、債務不履行責任、不法行為責任その他原因の如何を問わず、過去 12 か月間に利用者が当社に支払った利用料金を超えて賠償等の責任を負わないものとします。ただし、利用者が本サービスの利用に関して当社の故意又は重大な過失により損害を被った場合については、この限りではありません。
2. 当社は、利用者からの問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。
3. 当社は、本サービスの提供をもって、利用者の問題・課題等の設定、解決方法の策定、解決又は解決方法の説明を保証するものではありません。
4. 本サービスは、メーカー、ソフトウェアハウス及びサービスの提供事業者が提供する正規サポートを代行するサービスではありません。利用者の問合せの内容によっては、問合せの対象となる機器、ソフトウェア、サービスをそれぞれ提供するメーカー、ソフトウェアハウスを紹介することや、それぞれに対して利用者自身で直接問合せすることを依頼するに留まる場合があります。
5. 当社は、オペレータの説明に基づいて利用者が実施した手続・作業等の内容について保証するものではありません。
6. 当社は、オペレータの説明に基づいて利用者が実施した手続・作業等の実施に伴い利用者に生じた損害について、一切の責任を負いません。
7. 利用者が本規約に違反したことによって生じた損害については、当社の責めに帰すべき事由によるもの

である場合を除き、当社は一切責任を負いません。

8. 当社は、第 7 条（本サービスの廃止）、第 13 条（当社からの利用停止・解除）による一時停止の場合、又は第 6 条（本サービスの提供に係る障害等）の規定による本サービスの一時中止、利用の停止及び本サービスの廃止に伴い生じる利用者の損害について、一切責任を負いません。
9. 当社は、戦争、内乱、火災、洪水、地震、台風、大雪、その他の自然災害、重大な疾病・感染症の流行、サイバーテロ（コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんする等の手段で国家又は社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。）、通信回線又は移動体通信機器等の障害、法令の制定・改廃又は政府の規制その他当社の支配することのできない事由により、本サービスの提供が遅滞又は不能となった場合であっても、お客様に対して一切責任を負わないものとします。
10. 当社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、お問合わせ先の電話番号を変更することがあります。
11. 当社は、対象機器内の情報等の保管、保存、バックアップ、同一性の維持に関し、本規約に定める事項以外に何らの保証も行わず、当該情報等の変質、毀損、障害、滅失等について、何らの責任も負わないものとします。

第 8 章 その他

第 25 条（通知）

1. 当社から利用者への通知は、書面の送付、電子メールの送信、ファックスの送信、ウェブサイトへの掲載又はその他当社が適切と判断する方法により行うものとします。
2. 前項の通知が書面の送付による場合、当該書面が送付された日の翌々日（ただし、その間に法定休日がある場合は法定休日を加算した日）に利用者には到達したものとみなし、電子メールの送信又はファックスの送信による場合は、当該電子メール若しくは当該ファックスが送信された時点で利用者には到達したものとみなします。また、前項の通知が Web サイトへの掲載による場合、Web サイトに掲載された時点で利用者には到達したものとみなします。
3. 利用者が第 1 項の通知を確認しなかったことにより不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

第 26 条（準拠法）

本規約に関する準拠法は、日本法とします。

第 27 条（法令規定事項）

本サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、本規約に特段の定めのない限り、当該法令の定めるところに従うものとします。

第 28 条（協議）

本規約に定めのない事項又は本規約の各条項の解釈に疑義が生じた場合は、利用者と当社が誠意をもって協議し解決を図るものとします。

第 29 条（紛争解決）

利用者と当社の間で本規約又は本サービスに関連して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

2026 年 7 月 24 日 制定

「シナネン住まいの設備あんしんプラス」に関するお問合せ先 「シナネン住まいの設備あんしんプラス 受付センター」 ・ 電話番号：0120-873-062 ・ 受付時間：10 時～17 時（土・日・祝日は除く）
--

別紙1 本サービスの詳細

■本サービスの利用料金

月額 金 330 円（税込）/1 利用契約あたり

※利用者は、提供開始日から利用契約終了日までの期間について、利用料金を支払うものとします。

例えば、20xx 年 7 月 15 日が利用契約成立日の場合、当社は、20xx 年 9 月分の利用料金から、利用者に対して請求します。

■本サービスの内容

本サービスは、利用者が所有している家電機器及び住宅設備機器（対象機器）に以下に定める故障が生じた場合に、当社等が利用者の連絡を受けて、当社等所定の修理業者を手配し、修理サポート（対象機器の修理又は交換品の提供）を行うサービスです。なお、発送修理の対象となる場合における往復の送料は、利用者にて負担いただく必要はありません。

当社等は、日本国内に居住又は滞在中（日本国内に居住中に利用契約を締結した利用者が、海外赴任等の理由で日本国外に転居した場合、一時的に帰国し、利用契約に記載された住所（以下「利用者住所」といいます。）日本国内に滞在することをいいます。）の利用者のみを対象として、日本国内の本サービスの提供地域においてのみ本サービスを提供いたします。

ただし、以下のものは本サービスの対象外となります。

◆対象機器から除かれるもの

- ①スマートフォン及びフィーチャーフォン。
- ②セルラーモデル（キャリアモデル・SIM フリーモデル）の機器。
- ③対象機器内のソフトウェア。
- ④レンタル・リース等の貸借の目的となっている機器。
- ⑤業務用に利用されている機器。
- ⑥過去に対象機器のメーカー修理（メーカーが指定する正規の修理拠点で修理された機器）以外で修理・加工・改造・過度な装飾がされたと当社等が判断した機器。
- ⑦第三者の紛失、盗難の被害対象品（違法な拾得物等）である機器。
- ⑧日本国内で販売されていない機器。
- ⑨複数に分解される等、壊滅的な損害を被っていると当社等が判断した機器。

■故障の内容

(1) 自然故障

…対象機器の取扱説明書、添付ラベル等の注意書に沿った使用下で発生した全損又は一部損の故障をいいます。

(2) 破損

…対象機器が利用者の軽過失又は不可抗力（後掲の除外事項に該当しない、第三者の行為による場合も含みます。）により破損した場合の全損又は一部損の故障をいいます。

(3) 水濡れ・水没

…対象機器が利用者の軽過失又は不可抗力（後掲の除外事項に該当しない、第三者の行為による場合も含みます。）により水濡れ・水没した場合の全損又は一部損の故障をいいます。

(4) 落雷

…対象機器が落雷により故障した場合の全損又は一部損の故障をいいます。

※対象機器本体の消耗、変質、変色等による損害、経年劣化は、故障に含まれません。

※対象機器が複数に分解される等、壊滅的な損害を被っている場合は、故障に含まれません。

■本サービスの提供期間

本サービスの提供期間は、第9条（契約期間及び提供期間）に定めるとおりとします。

なお、提供開始日より前及び利用契約終了後の故障は本サービスの適用対象外となります。

■本サービスの利用方法

本サービスの利用方法は、以下のとおりとします。

1. 受付（発送修理・出張修理共通）

(1) 本サービスの利用時は受付窓口へ、利用者本人から直接電話によりご連絡ください。

(2) 受付窓口は、利用者からのご連絡を受けた際に、利用者の本サービスの加入状況の照会・確認をします。そのため、本サービスの加入通知書等、利用者にて確認可能な本サービスに関連する書面の用意をして

ください。また、法令等に基づき本人確認をお願いすることもあります。

- (3) 受付窓口は、利用者の故障した対象機器の状況等について、電話にて確認します。また、当該対象機器の故障に係る事故が、いつ、どこで、どのような具体的状況で生じたかについて説明を求める場合があります。なお、利用者が当社等よりその説明が求められたときに事故に関する情報を提供しなかった場合には、利用者の本サービスの利用請求を、当社等が受領しない場合があります。

※ご利用は1回あたり対象機器1台までとなります。複数台数の場合は、個々にお申し込み手続きをお願いします。

2-1. 発送修理の場合

- (4) 上記(3)の確認の結果、対象機器に本サービスの提供可能な故障が生じていると受付窓口が判断する場合、利用者は、受付窓口の案内に従って、修理サポートの提供に際して、当社等が求める後掲の「※1 提出必要書類」と故障した対象機器とを同封して送付してください（※利用者は、上記の他、当社等から別途本サービスに関して指示がある場合、それに従うものとします。）。当該送付に係る送料は、当社負担とします。なお、故障機器の送付に先がけて、利用者は後掲の「※2 修理依頼前確認」を行うものとします。

- (5) 上記(4)に従って、利用者より当社等が送付を受けた対象機器について、当社等は、故障内容の確認と対象機器の確認を行い、修理可能な場合は、利用者に対して修理金額の見積料金を提示します。修理不可能な場合（技術上又は修理用部品の調達の困難性等を理由とする場合を含みます。）は、その旨を利用者に通達し、未修理のまま返却します。なお、当該返却に関する返送料金は当社負担としますが、検証費用（見積実施のための料金をいい、以下同じとします。）は利用者の負担となり、未修理返却機器の返送時に代金引換にて請求することとします。

- (6) 利用者は、当社等から提示した見積料金を修理を行う場合、当社等指定の口座まで見積にて提示された修理料金を振り込むものとします。なお、振込手数料は利用者の負担とします。また、利用者が当社等の電話による故障に係る調査を必要とする場合において、それに協力しなかった場合は、本サービスの提供が遅延し又は不能となる場合があります。

※当社等から見積料金を提示した日から、利用者が当社等指定の口座に見積料金を振り込むまでの間に、見積料金に変更される場合があります。この場合、再度当社等から利用者に新見積料金を提示するものとします。

- (7) 当社等は、利用者からの修理料金の振込を確認した後、修理を実施し、利用者に返送するものとします。なお、当該返送に関わる返送料金は当社負担とします。

2-2. 出張修理の場合

- (4) 上記(3)の確認の結果、対象機器に本サービスの提供可能な故障が生じていると受付窓口が判断する場合、利用者は、受付窓口の案内に従って、利用者住所に設置してある対象機器に対する当社等による出張修理の日時を決定するものとします（※利用者は、上記の他、当社等から別途本サービスに関して指示がある場合、それに従うものとします。）。なお、出張修理に先がけて、利用者は後掲の「※2 修理依頼前確認」を行うものとします。

- (5) 上記(4)に従って、当社等は、対象機器が設置されている利用者住所において出張修理を行います。出張修理を行う場合、上記(3)の利用者の対象機器の故障が利用者の事故状況の説明と相違していないかの確認及び故障内容の検証等を行います。修理可能な場合は、利用者に対して修理金額の見積料金を提示します。なお、上記(3)の利用者の対象機器の故障が利用者の事故状況の説明と相違すると当社等が判断する場合、又は修理不可能な場合（技術上又は修理用部品の調達の困難性等を理由とする場合を含みます。）には、当社等より利用者へ当該事由について通知し、利用者の意思を確認した上で、それぞれに準じて、当社等は、本サービスの提供・中止等をするものとします。なお、利用者が、当社等による電話又は訪問時において故障に係る調査を必要とする場合において、それに協力しなかった場合は、本サービスの提供が遅延し又は不能となる場合があります。

- (6) 利用者は、当社等が提示した見積料金を修理を行う場合、その旨を当社等に伝えるものとし、当社等は、利用者からのかかる意思表示を受けて修理を実施するものとします。なお、当社等が修理を実施した場合、利用者は当社等が提示した見積料金を支払うことを了承したものとします。

- (7) 修理完了後に、当社等から利用者へ修理料金を請求し、利用者は、当社等による請求日より7日間以内にこれを支払うものとします。なお、振込手数料は利用者の負担とします。

※特典による補償の対象となる場合の修理料金の支払方法については、別紙2をご参照ください。

(8) 当社等による出張修理時、利用者住所において対象機器を当社等が確認できない場合、設置状況により対象機器の本サービスの提供の継続が困難と当社等が判断した場合等には、当社等は利用者への本サービスの提供を中止します。

(9) 本サービスを提供する際、当社等は動作確認のため、対象機器でテスト通信を行う場合があります。その場合に発生した通信費用は、利用者の負担とします。

(10) 本サービスの提供を中止した場合であっても、当社等の出張費用及び検証費用は利用者の負担となります。この場合、当社は、上記(7)に準じて当該費用を請求します。

※天候や交通状況、当日の作業状況等の理由により、お約束の時間に伺えない場合がございます。

※利用者の修理申込み後、当社等の訪問予定日以降に、ご指定された連絡先により利用者とはご連絡が取れない場合は、修理キャンセルとみなします。

■本サービスの利用に関する補足事項

※1 提出必要書類（発送修理時のみ）

- ・当社所定の修理同意書兼保険金請求書（事故状況の報告を含みます。）

※2 修理依頼前確認

利用者は、対象機器の当社への送付前又は出張修理実施前に、次の各号に定めるとおり、対象機器の設定等（以下「修理依頼前確認」といいます。）を行うものとします（受付窓口にて、利用者へ再度案内することがあります。）。なお、利用者が修理依頼前確認を行わない場合、当社は、本サービスを提供できない場合があります。また、利用者が修理依頼前確認を行わなかった場合に発生する本サービスの再依頼費用（送料・出張費用・検証費用等）を含む一切の料金は利用者の負担とします。

①バックアップ

- ・利用者がバックアップを必要とする場合、事前に利用者自身においてバックアップ等のデータ保護の対応を行うものとします。なお、当社等は、利用者が本サービスの利用請求をした時点で、データ等が存在しないものとして取扱い、対象機器のデータ変化・消失等に関して当社等は一切の責任を負わないものとします。
- ・当社は、対象機器内のデータについての複製・バックアップや復元作業等を一切行いません。
- ・修理サポートの際に、対象機器に記録されているデータの初期化を行う場合があります。

②セキュリティの解除

- ・利用者は、対象機器に、暗証番号・PIN ロック・その他セキュリティーサービスを設定している場合、設定を初期化・解除してから、本サービスを利用するものとします。
- ・利用者がセキュリティ等を解除していない場合、修理を必要とする箇所を発見できない可能性があります。それらに関連する箇所に対する修理に関して、当社等は一切の責任を負わないものとします。

③アクセサリ等の付属品の取り外し

- ・利用者は、対象機器付属のカバー、ストラップ、画面保護シート又は外部記録媒体（これらに限らず、対象機器に付属するアクセサリ等一切をいい、総称して「アクセサリ等」といいます。）について、可能な限り取り外した上で、本サービスを利用するものとします。
- ・当社等は、本サービスの提供においてアクセサリ等を取り外ささせていただくことがあります。なお、当社等がアクセサリ等を取り外した場合、その紛失・盗難・破損その他一切の事由につき、当社等は、アクセサリ等の代品の提供等を含め責任を負わないものとします。また、当社等は、取り外したアクセサリ等の返却は行いません。なお、修理を行う場合にアクセサリ等の取り外しが必要であっても、過度な装飾等で取り外しができない場合、本サービスの提供を行うことができない場合があります。

④出張修理時の対象機器の設置状況について

- ・利用者は、受付窓口にて出張修理対応であることを伝えられた場合、その出張修理の日時まで、対象機器の設置場所周辺を整頓し、出張修理時に当社等が対象機器の検証・修理等を行う作業ス

ースを十分確保できるようにするものとします。

- ・出張修理時に対象機器の設置場所周辺が整頓されていない場合、当社等による対象機器の検証・修理等が行えず、当社等が本サービスの提供を継続することができないと判断し本サービスの提供を中止する場合があります。この場合、出張修理に関わる出張費用、検証費用等は利用者の負担とします。

※3 廃棄目的又は再販目的での本サービスのご利用はお断りしております。

※4 対象機器の取外し及び取付けは、本サービスの適用対象外となります。そのため、対象機器の取外し及び取付けは、利用者にて行うものとします。

※5 対象機器のメーカーが定める保証期間（メーカー保証期間）中の自然故障の場合、利用者は、直接購入された販売店又はメーカーに問い合わせるものとします。

■修理サポートに関する補足事項

- (1) 修理サポートを行う場合、本サービスの利用料金とは別に、当社等へ修理又は交換品提供に要した費用をお支払いいただきます。
- (2) 修理サポート中（当社等への送付・当社等からの返送に要する期間を含みます。）に利用者が対象機器を使用できない場合であっても、代替機の提供等はいたしません。
- (3) 修理サポートによる部品交換の際に取り外した対象機器の部品については、リサイクルや分析等のため、当社等の任意の判断で回収させていただく場合があります。回収した部品は当社等の所有物として、当社等の判断により、再生、利用又は廃棄等をおこないますので、あらかじめご了承ください。
- (4) 修理サポートについては、当社等が指定する基準（対象機器のメーカー所定の修理約款等とし、以下「指定基準」といいます。）に従うものとし、本規約に定めのある場合は、本規約が、本規約に定めのない事項については、指定基準が適用されるものとします。
- (5) 対象機器の再修理については、以下のとおり扱います。

①発送修理の場合

修理された対象機器の修理箇所に起因して修理の実施前と同様の症状が発生した場合、利用者が当該対象機器を当社等から受領した日から7日以内に受付窓口で連絡をすることで、当社は、当社負担にて再修理の受付をします。ただし、当社等が、検証により、故障箇所や故障状態が前回修理と異なると判断したときは、再修理が利用者負担となる場合があります。

なお、対象機器の受領の日から7日を過ぎて利用者から再修理の請求があった場合、新たな本サービスの利用請求とみなします。

②出張修理の場合

修理された対象機器の修理箇所に起因して修理の実施前と同様の症状が発生した場合、出張修理が完了した日から7日以内に利用者が受付窓口で連絡をすることで、当社は、当社負担にて再修理の受付をします。ただし、当社等が、検証により、故障箇所や故障状態が前回修理と異なると判断したときは、再修理が利用者負担となる場合があります。

なお、出張修理が完了した日から7日を過ぎて利用者から再修理の請求があった場合、新たな本サービスの利用請求とみなします。

■その他の重要事項

◆サービス利用のキャンセル・故障した対象機器の返還請求

1. 発送修理の場合

- ・利用者からの本サービスの利用請求を当社が受領してから1ヶ月を経過しても、なお利用者と連絡が取れず、又は、利用者からの対象機器の発送を当社等が確認できない場合、当社は、当該利用者からの本サービスの利用請求はキャンセルされたものとみなします。
- ・利用者は、故障した対象機器を当社等へ発送した時点以降は、本サービスの利用請求を原則として撤回できないものとします。ただし、故障した対象機器を当社等が受領してから、当社等が修理サービスを提供する前である場合、当社等が修理見積金額について利用者の意思確認を行う際に、利用者は、当社等へ発送した故障のある対象機器の返還請求をすることができます。利用者が当該返還請求をした場合、その返送に係る送料は当社の負担としますが、検証費用は利用者の負担となり、未修理返却機器の返送時に代金引換にて請求するものとします。

2. 出張修理の場合

- ・利用者からの本サービスの利用請求を当社が受領してから1ヶ月を経過しても、なお利用者と連絡が取れない場合には、当社は、当該利用者からの本サービス利用請求はキャンセルされたものとみなします。

- ・利用者は、当社等による出張修理の日時が、利用者と受付窓口との間で確定した時点以降は、本サービスの利用請求を撤回できないものとします。ただし、当社が修理サービスを提供する前である場合、当社等が修理見積金額について利用者の意思確認を行う際に、利用者は、当社による本サービスの提供の中止を求めることができるものとします。
- ・当社は、利用者と受付窓口との間で確定した出張修理日時に、利用者の不在等の理由で本サービスの提供の継続が困難と判断する場合、本サービスの提供を中止することがあります。なお、この場合、出張費用は利用者の負担となり、当社より利用者へ後日請求するものとします。

◆サービス提供のみなし完了（発送修理のみ）

当社等又は指定配送業者の責めに帰すべき事由によらず、修理した対象機器の利用者への配送が完了しない場合（当社等が発送した日から 7 日以内に該当する対象機器を利用者が受領しない場合）は、利用者に問い合わせの連絡をします。また、当社等が発送した日から 14 日以内に該当する対象機器を利用者が受領しない場合、当社は、当該利用者への修理サポートの提供を完了したものとみなします。なお、利用者が受領しないことから、当社等に返送された対象機器は、返送された日から 30 日間で利用者は所有権を放棄したものとし、当社等がこれを処分できるものとします。

◆送料の負担（発送修理のみ）

当社が対象機器の往復送料を負担するものとします。なお、利用者の責めに帰すべき事由がある等、特段の事情がある場合には、当社の指定により、利用者が送料を負担するものとします。

◆修理キャンセル時の費用負担

検証費用及び出張費用（出張修理のみ）は利用者の負担となります。

◆除外事項

次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、利用者は、利用契約に基づく本サービスの提供が受けられないものとします。

- ① 当社が指定した提出必要書類の提出がない場合。
- ② 利用者の申告する故障・障害を当社が確認できない場合。
- ③ 故障が提供開始日以前に発生した場合。
- ④ 故障が日本国外で生じた場合。
- ⑤ 故障が利用者の故意、重大な過失、対象機器の説明書等に従わないこと、又は法令違反に起因する場合。
- ⑥ 故障が利用者と同居する者又は利用者の親族の、故意、重大な過失、機器の説明書等に従わないこと、又は法令違反に起因する場合。
- ⑦ 故障が戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、又は暴動（群集又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事変と認められる状態をいいます。）に起因する場合。
- ⑧ 核燃料物質によって汚染された場合（放射性、爆発性その他の有害な特性の作用又はこれらの特性を受けた場合を含みます。）。
- ⑨ 故障が公的機関による差押え、没収等に起因する場合。
- ⑩ 利用者から虚偽の報告がなされたことが明らかになった場合。
- ⑪ 利用契約終了日の翌日以降に本サービスの提供の請求をした場合。
- ⑫ メーカー・型番・製造番号の確認の取れない対象機器の場合。
- ⑬ 付属品・バッテリー等の消耗品、又はソフトウェア・データ破損・周辺機器等の故障の場合（コンピュータウイルス、データ損失による故障を含みます。）。
- ⑭ 自然消耗、経年劣化、サビ、カビ、腐敗、変質・変色、電池の液漏れその他類似の事由に起因する故障の場合。
- ⑮ 擦り傷、汚れ、しみ、焦げ、ドット抜け等、対象機器の機能に直接関係のない外形上の損傷の場合。
- ⑯ 対象機器購入の時点での初期不良（リコール対象となった部位等に係る故障を含みます。）。
- ⑰ 当社に登録されている利用者住所と、発送修理の際の発送元若しくは発送先住所又は出張修理の際に指定された住所が異なる場合（利用者が当社へ利用者住所の変更を通知し、当該変更後の利用者住所と一致する場合は除きます）。
- ⑱ 利用者が本規約に違反した場合。
- ⑲ 利用者が営利目的で本サービスを利用する等、本サービスの利用について当社が不当であると判断した場合。
- ⑳ 故障か否かの電話による診断。
- ㉑ 製品の利用方法や、製品に係る情報等、修理依頼以外の問合せ等。

以上

別紙2 特典の詳細

■特典の内容及び注意事項

- ・この特典は、引受保険会社をさくら損害保険株式会社（以下「引受保険会社」といいます。）、保険契約者を匠 W&P 社、被保険者を利用者とする商品付帯型動産総合保険契約に基づき、対象機器のうちの補償対象機器（後掲の別表1に定めます。）について、補償上限金額（後掲の別表2に定めます。）の範囲内にある限り、利用者の自己負担無しで修理サポートを利用者に提供するものです。
- ・修理サポートに係る費用（以下「修理サポート費用」といいます。）が補償上限金額を超過した場合、超過部分は利用者の負担となります。
- ・特典の利用にあたり、修理の内容等によって、⑦保険金の請求手続及び受領を利用者が自ら行う場合と、①保険金の請求手続及び受領を当社等が行う場合があります。①の場合については、利用者は、保険金の請求手続及び受領にかかわる一切の権限を当社等に委任することになります。
- ・利用者が本サービスの問合せ窓口を利用せずに、利用者自身において特典保証機器の修理の手配を行った場合の修理費用等については、原則として特典による補償の対象となりません。
- ・特典については、別紙2に特に定めるもの以外は、本規約・別紙1の定めが準用されるものとします。
- ・特典の内容は変更される場合があります。

■補償対象機器

対象機器のうち、以下の種別に該当する機器を補償対象機器とします。

（別表1）

補償対象機器の種別
IH クッキングヒーター （1口の据置タイプと、全ての卓上タイプは除く。）
ガスコンロ （1口の据置タイプと、全ての卓上タイプは除く。）
自然冷媒ヒートポンプ給湯機 （貯湯タンク・ヒートポンプユニットのみ対象。セントラル給湯システムは除く。）
電気温水器 （貯湯タンク・ヒートポンプユニットのみ対象。セントラル給湯システムは除く。）
ガス給湯器 （本体のみ対象。エネファーム、エコウィル、瞬間湯沸器、セントラル給湯システムは除く。）
ルームエアコン （天井・壁埋め込み、天吊り、24時間換気空調システムは除く。）
冷蔵庫 （200L未満のものは除く。）
洗濯機 （乾燥機能のみのものは除く。）

◆補償対象機器の条件

- ① 利用者の所有する機器。
- ② 利用者住所で利用している機器。
- ③ 利用契約成立日以降に正常に動作し、かつ、提供開始日以降に故障が発生した機器。
- ④ 日本国内で修理可能かつ当社等で修理可能なメーカーの機器。
- ⑤ 新品として購入した日から10年以内の機器。
※購入日は、メーカー保証書に記載の購入日又は購入時の領収書に記載されている日付とします。
※新品機器の購入日が証明できない場合や中古機器を購入した場合は、製造日を購入日とします。
※購入日も製造日も不明な場合は、特典の対象外となります。（有償での修理対応は可能です。）
- ⑥ 出張修理対応の機器（発送修理の場合は、特典の対象外となります。）。

◆補償対象機器から除かれるもの

- ① 当該機器の付属品・消耗品（ACアダプタ・ケーブル・バッテリー・外部記録媒体等）。
- ② 当該機器内のソフトウェア。
- ③ レンタル・リース等の貸借の目的となっている機器。
- ④ 業務用に利用されている機器。
- ⑤ 過去に当該機器のメーカー修理（メーカーが指定する正規の修理拠点で修理された機器）以外で修理・加工・改造・過度な装飾がされたと当社等が判断した機器。
- ⑥ 第三者の紛失、盗難の被害対象品（違法な拾得物等）である機器。
- ⑦ 日本国内で販売されていない機器。
- ⑧ 本サービス以外の保険又は保証サービス等を用いて、修理又は交換が可能な機器。
- ⑨ 購入日（又は製造日）より10年を超えている機器。
- ⑩ 購入日も製造日も不明な機器。

■特典の対象となる故障

・自然故障

…補償対象機器の取扱説明書、添付ラベル等の注意書に沿った使用下で発生した全損又は一部損の故障をいいます。

※補償対象機器本体の消耗、変質、変色等による損害、経年劣化は、故障に含まれません。

■特典の対象外の故障（※特典は利用できませんが、修理サポートの対象になります。）

- (1) 破損
- (2) 水濡れ・水没
- (3) 落雷

■特典の提供期間

本サービスの提供期間と同一とします。

なお、提供開始日より前及び利用契約終了後の故障については、特典の適用対象外となります。

■特典の利用方法

特典の利用が可能と当社が判断する場合、当社は、修理サポートの内容等により、利用者に対し以下のいずれかの利用方法を指定します。

①保険金の請求手続及び受領を利用者が自ら行う場合

- ・利用者は、修理サポート費用の全額を当社等に支払います。
- ・利用者は、オンライン又は郵送により必要書類を提出することにより、引受保険会社に対し保険金の支払いを請求し、保険金を受領します。

※利用契約終了日の翌日以降に保険金の請求手続を行った場合、保険金の支払い対象外となります。

②保険金の請求手続及び受領を当社等が行う場合

- ・利用者は、保険金の請求手続及び受領にかかわる一切の権限を当社等に委任し、当該委任に基づき、当社等が引受保険会社に対する保険金の請求手続及び受領を行います。
- ・修理サポート費用の金額が補償上限金額以下の場合、利用者は、当社等に対し支払いをする必要はありません。
- ・修理サポート費用の金額が補償上限金額を超える場合、利用者は、修理サポート費用と補償上限金額の差額を、当社等の請求に基づき当社等に支払います。

■補償上限（補償対応期間、補償上限金額、補償上限回数）

（別表2）

補償対象機器の種別	補償上限金額 （税込・※1）	補償対応期間（※2）	補償上限回数
		自然故障	
IH クッキングヒーター	金500,000円 /1回あたり	補償対象機器の 購入日から 120ヶ月以内 （※3）	無制限
ガスコンロ			
自然冷媒ヒートポンプ給湯器			
電気温水器			

ガス給湯器			
ルームエアコン			
冷蔵庫			
洗濯機			

- ※1 補償上限金額（税込）は、上記に定めるとおりとし、修理サポート費用（税込）が補償上限金額を超える場合の超過額は、利用者の負担とします。
 なお、当該利用者負担金の当社等への支払いに係る費用（振込手数料等）は、利用者負担とします。
- ※2 補償対応期間は、特典の提供期間中であることを前提とします。
- ※3 補償対象機器のメーカーが定める保証期間（メーカー保証期間）中の自然故障の場合、特典の対象外とし、利用者は、直接購入された販売店又はメーカーに問い合わせるものとします。
- ※4 出張費用、検証費用、故障機器の引取り費用、修理サポートの対象となる故障以外の損害、附属的損害又は間接的損害等については、特典の補償の対象となりません。

◆除外事項

次のいずれかに該当すると当社が判断した故障又は損害は、特典の対象外とします。

- ① 別紙 1 に定める本サービスの除外事由に該当する場合。
- ② 故障が破損、水没、水濡れ、落雷、火災、又は地震、噴火、風水災、その他の自然災害に起因する場合。
- ③ 他の補償・保険制度等により損害の回復等が可能な場合（メーカー保証、第三者の提供する延長保証・損害保険制度を含みます。）。
- ④ 本サービスの提供期間開始日以前に生じた補償対象機器の故障の場合。

以上

別紙3 シナネン特別優待の詳細

■シナネン特別優待の内容及び注意事項

- ・シナネン特別優待は、利用者が所有する値引対象機器（後掲の別表3に定めます。）について、交換のために当社で同種の新品（以下「新機器」といいます。）の購入及び交換工事を注文（以下「本件注文」といいます。）した場合に、値引上限額（後掲の別表4に定めます。）を上限として新機器の本体代金より値引きするものです。
- ・値引額は、以下のA.又はB.のいずれか小さい方の金額とします。
 - A.〔本件注文日前月までの本サービスの利用料金支払い額の累計額〕
 - 〔過去のシナネン特別優待による値引きの累計額〕
 - B.別表2に定める機器別の値引上限額
- ・本件注文時に現に利用者が使用している、交換前の機器（以下「旧機器」といいます。）が、後掲の「シナネン特別優待の適用が可能な旧機器の条件」のいずれか一つでも満たさない場合、シナネン特別優待を利用いただけません。
- ・旧機器は、新機器の設置と引き換えに当社等が回収し、適切な方法で処分します。
- ・シナネン特別優待については、別紙3に特に定めるもの以外は、本規約の定めが準用されるものとします。
- ・シナネン特別優待の内容は変更される場合があります。

■値引対象機器

以下の種別に該当する機器を値引対象機器とします。

（別表3）

値引対象機器
IH クッキングヒーター (1口の据置タイプと、全ての卓上タイプは除く。)
ガスコンロ (1口の据置タイプと、全ての卓上タイプは除く。)
自然冷媒ヒートポンプ給湯器 (貯湯タンク・ヒートポンプユニットのみ対象。セントラル給湯システムは除く。)
電気温水器 (貯湯タンク・ヒートポンプユニットのみ対象。セントラル給湯システムは除く。)
ガス給湯器 (本体のみ対象。エネファーム、エコウィル、瞬間湯沸器、セントラル給湯システムは除く。)
ルームエアコン (天井・壁埋め込み、天吊り、24時間換気空調システムは除く。)

◆シナネン特別優待の適用が可能な旧機器の条件

- ① 別表3の値引対象機器のいずれかに該当する機器。
- ② 利用者が所有する機器。
- ③ 利用者が利用者住所で現在使用している機器。
- ④ 利用者が当社に対し本件注文をなした日において、正常に動作している機器。
- ⑤ 日本国内で販売され又は販売されていた機器。
- ⑥ レンタル・リース等の貸借の目的となっていない機器。
- ⑦ 業務用に利用されていない機器。
- ⑧ 第三者の紛失、盗難の被害対象品（違法な拾得物等）でない機器。

◆値引対象機器から除かれるもの

- ① 当該機器の付属品・消耗品。
- ② 当該機器内のソフトウェア。

■値引対象機器と値引上限額

値引対象機器の種別と値引上限額は、以下のとおりとします。

(別表4)

値引対象機器の種別	値引上限額
IHクッキングヒーター ガスコンロ	10,000円(消費税別)
自然冷却ヒートポンプ給湯器 電気温水器 ガス給湯器	20,000円(消費税別)
エアコン	6,000円(消費税別)

■シナネン特別優待の提供期間

本サービスの提供期間と同一とします。

■シナネン特別優待の利用方法

当社に対する本件注文の際に、シナネン特別優待の利用請求をすることによりご利用いただけます。

以上